

捕獲体制整備計画

名称	整備計画の有無	整備予定年度	備考
実施隊 (対象鳥獣捕獲隊員)	○		
市町捕獲隊			
広域捕獲隊	○		
共同捕獲隊	○		
集落捕獲隊			
その他捕獲隊			

※ 整備計画の有無欄には、各捕獲体制の整備計画(実施隊においては、対象鳥獣捕獲員の整備計画)がある場合は、「○」を記入する

※ 実施隊欄には、実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の整備計画がある場合に記入する

※ 備考欄には、整備予定内容(人数、隊数など)を記入する

(参考資料)

組織名	市町長の任命等		内 容	根拠法令等
	任命等	登録		
実施隊	○	—	鳥獣被害防止特措法に基づき編制する隊	鳥獣被害防止特措法
市町捕獲隊	—	○	市町において捕獲を実施するために編制し、市町長が登録した隊	地域捕獲力強化促進事業実施要領 (三重県)
広域捕獲隊	—	○	複数の市町が連携して捕獲を実施するために編制し、市町長が登録した隊	
共同捕獲隊	—	○	複数の集落が連携して捕獲を実施するために編制し、市町長が登録した隊	
集落捕獲隊	—	○	集落内で、捕獲を実施するために役割分担を決めて編成し、市町長に登録した隊	
捕獲隊	—	—	有害鳥獣捕獲を目的として地域(市町)ごとに編成された隊	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針 (環境省)
対象鳥獣捕獲員	○	—	実施隊員のうち、主として対象鳥獣(鳥獣被害防止特措法第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。)の捕獲等に従事することが見込まれる隊員 ○銃猟による捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員 ○罠、わなによる捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員	鳥獣被害防止特措法